第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式の符号L_{23}を同号算式の符号O_{23}とし、同号算式の符号中「$L_{22}=0.006$」を「$L_{22}=0.045$」に改め、同号算式の符号中L_{22}をO_{22}とし、L_{16}からL_{21}までをO_{16}からO_{21}までとし、同号算式の符号中「$L_{15}=0.066$」を削り、同号算式の符号K_n中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号算式の符号K_nを同号算式の符号N_nとし、同号算式の符号Jの次に次のように加える。

			K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第１項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
			L　農林水産大臣が調査した独立行政法人森林総合研究所の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第１項及び同法附則第19条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第１項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
			M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第26条第１項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第１項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

第十二条第五項の表都道府県の項第七号算式中「$\sum_{n=5}^{13}$」を「$\sum_{n=6}^{13}$」に、「4,880円」を「4,840円」に改め、同号算式の符号中「$C_5=0.012$」を削り、「$C_{12}=0.024$」を「$C_{12}=0.023$」に、「$E_{15}=0.021$」を「$E_{15}=0.020$」に、「$E_{17}=0.021$」を「$E_{17}=0.020$」に改め、「$G_5=0.002$」を削り、「$G_9=0.006$」を「$G_9=0.000$」に、「$I_{12}=0.079$」を「$I_{12}=0.078$」に、「$I_{16}=0.035$」を「$I_{16}=0.034$」に、「$I_{19}=0.034$」を「$I_{19}=0.033$」に、「$I_{20}=0.034$」を「$I_{20}=0.033$」に、「$K_{22}=0.004$」を「$K_{22}=0.017$」に、「$M_{22}=0.004$」を「$M_{22}=0.017$」に、「$O_{21}=0.029$」を「$O_{21}=0.028$」に、「$O_{22}=0.007$」を「$O_{22}=0.028$」に改め、同項第八号算式イ中「$\sum_{n=14}^{24}$」を「$\sum_{n=14}^{25}$」に、「$\sum_{n=17}^{24}$」を「$\sum_{n=17}^{25}$」に、「$\sum_{n=21}^{24}$」を「$\sum_{n=21}^{25}$」に、「$\sum_{n=15}^{24}$」を「$\sum_{n=15}^{25}$」に、「768円」を「628円」に改め、同号算式Ⅰの符号中「$C_{11}=0.034$」を「$C_{11}=0.033$」に、「$C_{13}=0.034$」を「$C_{13}=0.033$」に、「$E_{15}=0.021$」を「$E_{15}=0.020$」に、「$E_{16}=0.021$」を「$E_{16}=0.020$」に、「$E_{22}=0.004$」を「$E_{22}=0.017$」に改め、同号算式Ⅰの符号E_{24}の次に次のように加える。

			$E_{25}=0.002$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$G_{18}=0.034$」を「$G_{18}=0.033$」に、「$G_{19}=0.034$」を「$G_{19}=0.033$」に、「$G_{20}=0.034$」を「$G_{20}=0.033$」に、「$G_{21}=0.029$」を「$G_{21}=0.028$」に、「$G_{22}=0.007$」を「$G_{22}=0.028$」に改め、同号算式Ⅰの符号G_{24}の次に次のように加える。

			$G_{25}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$I_{16}=0.035$」を「$I_{16}=0.034$」に、「$I_{18}=0.034$」を「$I_{18}=0.033$」に、「$I_{19}=0.034$」を「$I_{19}=0.033$」に、「$I_{20}=0.034$」を「$I_{20}=0.033$」に、「$I_{21}=0.029$」を「$I_{21}=0.028$」に、「$I_{22}=0.007$」を「$I_{22}=0.028$」に改め、同号算式Ⅰの符号I_{24}の次に次のように加える。

			$I_{25}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$K_{22}=0.009$」を「$K_{22}=0.037$」に改め、同号算式Ⅰの符号K_{24}の次に次のように加える。

			$K_{25}=0.005$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$M_{16}=0.035$」を「$M_{16}=0.034$」に、「$P_{16}=0.035$」を「$P_{16}=0.034$」に、「$P_{18}=0.034$」を「$P_{18}=0.033$」に、「$P_{19}=0.034$」を「$P_{19}=0.033$」に、「$P_{20}=0.034$」を「$P_{20}=0.033$」に、「$P_{21}=0.029$」を「$P_{21}=0.028$」に、「$P_{22}=0.007$」を「$P_{22}=0.028$」に改め、同号算式Ⅰの符号Q_n中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改め、同号算式Ⅰの符号R_{24}の次に次のように加える。

			R_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの　0.011 イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの　0.016

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$T_{20}=0.027$」を「$T_{20}=0.026$」に、「$T_{22}=0.005$」を「$T_{22}=0.022$」に、「$V_{22}=0.004$」を「$V_{22}=0.017$」に、「$X_{22}=0.004$」を「$X_{22}=0.017$」に改め、同項第八号算式Ⅱ中「$\sum_{n=11}^{24}$」を「$\sum_{n=11}^{25}$」に、「$\sum_{n=12}^{24}$」を「$\sum_{n=12}^{25}$」に、「$\sum_{n=16}^{24}$」を「$\sum_{n=16}^{25}$」に、「768円」を「628円」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$D_{20}=0.016$」を「$D_{20}=0.025$」に、「$D_{22}=0.007$」を「$D_{22}=0.014$」に改め、同号算式Ⅱの符号D_{24}の次に次のように加える。

			$D_{25}=0.005$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$H_{19}=0.058$」を「$H_{19}=0.057$」に、「$H_{20}=0.036$」を「$H_{20}=0.057$」に、「$H_{22}=0.017$」を「$H_{22}=0.032$」に改め、同号算式Ⅱの符号H_{24}の次に次のように加える。

			$H_{25}=0.012$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$J_{17}=0.036$」を「$J_{17}=0.035$」に、「$J_{18}=0.037$」を「$J_{18}=0.036$」に、「$J_{20}=0.037$」を「$J_{20}=0.036$」に、「$J_{22}=0.007$」を「$J_{22}=0.036$」に改め、同号算式Ⅱの符号J_{24}の次に次のように加える。

			$J_{25}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅲ中「$\sum_{n=13}^{24}$」を「$\sum_{n=13}^{25}$」に、「$\sum_{n=12}^{24}$」を「$\sum_{n=12}^{25}$」に、「768円」を「628円」に改め、同号算式Ⅲの符号中「$E_{16}=0.0252$」を「$E_{16}=0.0251$」に、「$E_{17}=0.0261$」を「$E_{17}=0.0260$」に、「$E_{18}=0.0257$」を「$E_{18}=0.0256$」に、「$E_{19}=0.0260$」を「$E_{19}=0.0258$」に、「$E_{20}=0.0162$」を「$E_{20}=0.0258$」に、「$E_{21}=0.0150$」を「$E_{21}=0.0149$」に、「$E_{22}=0.0074$」を「$E_{22}=0.0142$」に改め、同号算式Ⅲの符号E_{24}の次に次のように加える。

			$E_{25}=0.0054$